

告示第1065号

令和7年8月15日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

中学生向け消費生活学習資料作成業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について（告示）

中学生向け消費生活学習資料作成業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を、次のとおり定めたので告示します。

なお、この企画提案競技への参加を希望する者は、下記要領により企画提案競技参加申込書等を提出してください。

記

1 資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 鹿児島市内に主たる事務所又は営業所を有する法人であること。
- (3) 納期の到来している市税を完納していること。
- (4) 書類提出の日において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本企画提案競技に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の申立てがなされている法人又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされている法人でないこと。
- (9) 鹿児島市物品購入等入札参加有資格業者名簿に登載された者で、入札参加希望業種が大分類「印刷」に搭載された指名競争入札参加資格を有するものであること。

- (10) 企画・構成、印刷・製本等に関し、令和2年度以降にデザイン・編集を含む成果物（8ページ以上の印刷物）の製作実績を有すること。

2 参加申込要領

(1) 受付期間

この告示の日から令和7年8月29日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出書類

ア 中学生向け消費生活学習資料作成業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書（様式1）

イ 会社概要及び業務実績書（様式2）

ウ 市税に滞納がないことの証明書（ただし、特例猶予の適用を受けているものについては、特例猶予の適用を証する書類。写しでも可）

(4) 提出方法

直接持参又は郵送

(5) 提出場所及び問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市市民局市民文化部消費生活センター（西別館1階）

電話 099-808-7512

ファックス 099-808-7501

電子メール syouhi@city.kagoshima.lg.jp

(6) 注意事項

中学生向け消費生活学習資料作成業務委託契約に係る企画提案競技実施要領に基づき作成すること。

3 その他

中学生向け消費生活学習資料作成業務委託契約に係る企画提案競技実施要領等の情報は、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp>）において入手することができる。